

【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求めるられており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

J-44 子宮脱非観血的整復法時の腔洗浄の算定について

《令和 7 年 3 月 6 日新規》

○ 取扱い

適応傷病名がない J082 子宮脱非観血的整復法（ペッサリー）時の J072 腔洗浄（熱性洗浄を含む。）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

子宮脱非観血的整復法は、リング状のペッサリーを腔内に挿入して子宮や膀胱、直腸などの下降した臓器を押し上げて改善を図るものである。一方、腔洗浄は外用殺菌消毒剤を用いて腔内を洗浄するものであり、細菌性腔炎や性器出血等の適応疾患がある場合は、これら適応疾患に対する処置として妥当だが、適応疾患がない場合の子宮脱非観血的整復法時における当該処置の必要性は低いと考えられる。

以上のことから、適応傷病名がない J082 子宮脱非観血的整復法（ペッサリー）時の J072 腔洗浄（熱性洗浄を含む。）の算定は、原則として認められないと判断した。